

○伊賀市職員提案制度実施規程

平成19年12月26日訓令第47号

改正

平成20年3月31日訓令第12号

平成20年7月31日訓令第48号

平成22年1月20日訓令第2号

平成22年12月28日訓令第53号

平成23年5月25日訓令第22号

平成24年5月17日訓令第19号

伊賀市職員提案制度実施規程

(目的)

第1条 この規程は、市行政全般について、職員の積極的な提案を奨励し、その実現を図ることにより、職員の創造力、研究心及び市政運営への参加意欲を高めるとともに、行政運営の改善及び効率の向上に資することを目的とする。

(提案の要件)

第2条 提案は、提案者の創意及び研究による具体的かつ実現可能なもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 新たな制度の創設に関するもの
- (2) 既存制度の改善に関するもの
- (3) その他行政運営上特に有効であるもの

(提案者の資格)

第3条 提案者は、伊賀市職員定数条例（平成16年伊賀市条例第38号）第1条に規定する職員とする。

2 提案者は、単独又は2人以上共同して提案することができる。

(提案の時期)

第4条 提案は、随時行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、市長が特定の事項について期間を定め、提案を募集することができる。

(提案の方法)

第5条 提案者は、職員提案票（様式第1号）に参考資料を添付し、企画財政部企画課長（以下「企画課長」という。）に提出するものとする。

(提案の受理)

第6条 企画課長は、前条の規定により職員提案票を受理したときは、提案受付簿（様式第2号）に記載し、これを審査に付するものとする。

(審査会)

第7条 提出された提案を審査するため、伊賀市職員提案審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、別表第1に掲げる職にある者を充てるほか、必要に応じて、職員のうちから市長が任命する。

3 審査会に会長及び副会長を置く。

4 会長には市長、副会長には副市長をもって充てる。

5 会長は、会務を総理し、審査会を招集する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(提案の審査)

第8条 提案の審査に際しては、その創造力、研究心及び改善内容その他の要素を考慮して公正に評価し、別表第2に定める区分に応じて判定するとともに、別表第3に定める賞に該当する提案を決定するものとする。

2 審査会は、前項に規定する評価、判定及び賞を決定するため提案者に対し、提案内容の説明を求めることができる。

3 審査会は、提案の審査に必要があると認めるときは、関係職員に対し出席又は意見を求めることができる。

(報賞)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づき、提案者に対し別表第3に定める報賞を授与するものとする。

(提案者への通知)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により審査結果が決定したときは、提案者に対し職員提案審査結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(提案の実施検討)

第11条 市長は、提出された提案のうち、実施の検討が必要と認められる提案(以下「実施検討提案」という。)の実施検討について、提案内容に関係のある部長等に対し、必要な措置を指示するものとする。

2 前項の指示を受けた部長等は、その実施検討提案の検討結果を、市長に報告しなければならない。

(権利の帰属)

第12条 実施検討提案に関する全ての権利は、市に帰属するものとする。

(庶務)

第13条 提案に関する庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日訓令第12号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月31日訓令第48号)

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月20日訓令第2号)

この訓令は、平成22年1月20日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日訓令第53号)

この訓令は、平成22年12月28日から施行する。

附 則 (平成23年5月25日訓令第22号)

この訓令は、平成23年5月25日から施行する。

附 則 (平成24年5月17日訓令第19号)

この訓令は、平成24年5月17日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

職員提案審査会委員

市長
副市長
教育長
水道事業管理者
企画財政部長

別表第2 (第8条関係)

提案判定基準

判定区分	基準
実施	提案の内容を実施することが適当なもの
実施検討	提案の趣旨を活かす方向で検討することが適当なもの
保留	提案の内容の再検討が必要なもの
実施困難	提案の内容を実施することが困難なもの
実施不適	提案の内容が不適当なもの
実施済	既に実施又は実施の決定が公にされているもの

別表第3 (第8条、第9条関係)

報賞の基準

賞の区分	基準
最優秀賞	極めて優れているもの
優秀賞	優れているもの
佳作	優秀賞に次ぐもの

職 員 提 案 票

年 月 日

所 属		提案者（又は代表者）職氏名	
<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> グループ		他の提案者職氏名	
提案事項			
1 提案理由（現状・問題点等）			
2 提案の趣旨			
3 提案内容（具体的な内容）			
4 効果			
5 所要概算経費			
6 参考資料（添付書類名）			

年度 提 案 受 付 簿

受理年月日	年 月 日	受付番号	
所 属		提案者（又は代表者）職氏名	
<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> グループ		他の提案者職氏名	
提案事項			
審査会	年 月 日	結 果	
通 知	年 月 日	備 考	
受理年月日	年 月 日	受付番号	
所 属		提案者（又は代表者）職氏名	
<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> グループ		他の提案者職氏名	
提案事項			
審査会	年 月 日	結 果	
通 知	年 月 日	備 考	
受理年月日	年 月 日	受付番号	
所 属		提案者（又は代表者）職氏名	
<input type="checkbox"/> 個人 ・ <input type="checkbox"/> グループ		他の提案者職氏名	
提案事項			
審査会	年 月 日	結 果	
通 知	年 月 日	備 考	

様

伊賀市長

職員提案審査結果通知書

伊賀市職員提案実施規程により提案のあった事項について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 提案事項
- 2 審査結果
- 3 報 奨
- 4 評 価